国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

新規事業採択における客観的評価指標（案）

＜事業の効果や必要性を評価するための指標＞

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目(各項目でいずれかの指標を満足すること) | 評価指標（該当する指標にチェック） |
| １．国際競争力の強化２．防災機能の向上３．都市環境の改善４．その他 | □国際空港等へのアクセス性の向上国際空港等へのアクセス性の向上が見込まれる。□拠点駅周辺の利便性・快適性の向上特定都市再生緊急整備地域内における拠点駅を中心とした歩行者ネットワークの利便性や快適性の向上が見込まれる。□企業活動の誘発グローバルな企業活動等の誘発効果が大きい事業である。□大規模な民間開発との一体的な実施グローバルな活動を行う企業の立地が見込まれる大規模な民間開発と一体的に実施する事業である。□地域の安全性向上避難路、避難地、延焼遮断帯など、防災機能の向上に資する施設整備を伴う事業であり、地域の安全性が向上する。□施設の安全性向上都市開発事業や公共公益施設の整備に伴う施設更新により、防災性が向上する。□施設のＢＣＰ対応化　都市開発事業に伴い自立分散型エネルギー施設が整備されるなど、災害時における業務継続に貢献する。□災害時支援地域の防災計画に位置づけられた施設がある、または、都市再生安全確保計画等に位置づけられた施設整備を伴う事業であり、災害時の安全確保などに貢献する。□周辺交通の円滑化　都市開発事業や公共公益施設の整備により、周辺交通が円滑化する。（１．国際競争力の強化で評価したものを除く）□施設整備等による快適性向上公園、広場等の公共用地の整備や街路樹等の施設整備により周辺環境の快適性が向上する。□環境負荷の軽減交通広場や通路、緑地等の整備による環境負荷の軽減が期待される。□交通安全の向上歩行者デッキや歩行者通路等の整備により、歩行空間の安全性が向上する。□事業の効率性（必須項目）全ての補助対象事業において、便益が費用を上回っている(Ｂ/Ｃ≧１．０)。□上位計画への位置づけ（必須項目）都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域の整備計画に位置づけられている。□国家戦略特別区域等の認定国家戦略特別区域等に含まれている。□民間による投資の誘発民間による投資の誘発効果が大きい事業である。□その他、国際競争力強化に資する取組　その他、国際競争力の強化に資する取り組みについて、具体的な内容を記載　（　　　　　　　　　　　　　　　　）□事業実施環境都市計画決定済、または、都市計画手続、環境影響評価手続等の着手に必要な調査が完了している。□史跡指定（史跡等一体都市開発事業のみ必須）　国指定の史跡等に関する事項を記載。　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□文化財保護と都市開発の両立に伴うまちづくり方針（史跡等一体都市開発事業のみ必須）まちづくり方針の取り組みについて、具体的な内容を記載。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |